

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	しない方が良くと思います。	本改正は、「特定技能1号」で在留できる期間について、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令において、通算5年以内であることを求めているところ、通算5年を超えない範囲内で、実際に特定技能外国人が特定技能所属機関と締結する特定技能雇用契約の期間に応じた、弾力的な在留期間の決定を可能にすることを目的とするものであり、改正の必要があると考えております。 改正の趣旨を踏まえ、引き続き制度の適切な運用に努めてまいります。
2	今回の改正に伴って、申請人等作成用2の通算在留期間の記載について無くすよう、所定の様式についても改正を検討してほしい。 (転職や移行準備の特定活動での活動期間が生じていることから特定技能1号の通算在留期間5年を申請者側において把握することが困難な状況のため)	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
3	特定技能について雇用契約が前提となっているため、今回の在留期間についての改正は適切だと考える。一方、例えば雇用契約が1年を超える場合については1年を超える在留期間の付与も考慮いただきたい。特定技能は転職が可能である、という認識のもと、契約更新時に外国人より賃上げや待遇アップの要求、またそれが叶わない場合は転職をする。といった事例も少なからずあり、多くの書類を必要とする特定技能外国人の受入を開始したものの早々に転職をされる。という所属機関側の声もある。また、外国人についても転職時に必要な在留資格変更許可を経ない状態で辞めてしまいその後適切な手続きができず行方不明になる場面もある。 適切な労働条件・環境での就労を大前提とし、例えば1年以上の雇用契約を締結する場合は、在留期間もそれに合わせ1年以上とすれば雇用の安定も確保できると考える。	頂いた御意見は、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。
4	・改正の概要について：「特定技能1号」の在留期間は入管法施行規則において「1年、6月又は4月」となっているのだから、1年ごと、6ヶ月ごと、4ヶ月ごとに在留期間を更新することによって在留期間の合計を通算5年を超えない範囲にすることは容易であると思われるが、それが困難となる場合とはどのようなことを想定しているのか？ ・新旧対照条文について：1ヶ月単位で在留期間を付与できるようにするためには、現行欄の「一年、六月又は四月」を「一年、六月、四月又は一月」と改正すればよいのではないかと？	・通算在留期間5年には、在留資格「特定技能1号」で在留する期間のほか、特例措置として「特定技能1号」への移行準備のために就労活動を認める「特定活動」で在留していた期間等が含まれる一方、「特定技能1号」で在留していた期間であっても、再入国許可により出国後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、上陸拒否の措置により再入国することができなかった期間等は含まれないこと等から、外国人の在留歴によっては、「1年、6月又は4月」のみでは通算在留期間5年を超える在留期間を付与することとなる場合が想定されます。 ・本改正は、新たに在留期間「1月」を付与するという趣旨ではなく、「1年」、「11か月」、「10か月」等1年を超えない範囲内で1か月単位で在留期間の付与を可能とする趣旨であることから、改正案は「1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間」としております。